

牧野小学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

いじめは、全ての児童に係る問題であり、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）の対策は、全ての児童が安心して生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、市、学校、地域住民、家庭、その他児童の教育に関わる全ての者が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会全体としていじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域住民等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より 平成25年公布）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

※ 具体的ないじめ態様の例（国の基本方針より）

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて、他の事情を勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとします。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

3 いじめの防止等のための基本的な考え方と対策

(1) 未然防止

いじめはどの児童にも、あらゆる場で起こり得るという意識をもち、児童の尊厳が守られ児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人ひとりのよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努めます。

① 児童理解と環境づくり

- ・ いじめに関する校内研修を行います。
- ・ 基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。

- ・規範意識を醸成し、「正義が通る学校」を目指します。
- ・「安心してみんなで学べる牧野小学校」をスローガンに、共感的な人間関係を築きます。
- ・「言語環境は、あらゆる人間関係の基盤」と捉え、言語環境を整えます。
- ・1、2学期に面談週間を設け、Q-U調査（学級診断尺度調査）を基に、児童との個人面談を実施します。
- ・日々の頃から気になる児童について、全教職員が情報を共有するために「子供を知る会」を開きます。

② 自尊心を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○「いのちの教育」の推進

- ・「特別の教科 道徳」の授業で、いじめに関する教材を取り扱います。
- ・道徳教育推進教師が中心となり、重点目標・重点月間を設定し、児童の自尊心や思いやりを育みます。
- ・あったか言葉を学級・学年で推奨します。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったり、コミュニケーションを図ったりする能力を育てます。

○児童が主体となる取組の充実

- ・異学年の交流や、縦割りによる児童会活動の充実を図ります。
- ・挨拶運動を挨拶隊のメンバーと教職員及びPTAが連携して行います。
- ・ボランティア活動を行い、自己有用感や自己肯定感をはぐくみます。

③ 家庭や地域住民等との連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努めます。
- ・PTAや学校評議員会等と協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を進めます。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めます。
- ・PTAや牧野中学校と連携した挨拶運動やノーメディアデーを実施します。

(2) 早期発見

隠された兆候であり、いじめではないかとの疑いをもって関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底します。さらに、定期的なアンケート調査や全員面接等を実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門機関等との連携を図るとともに、学校や家庭、関係機関等が日々の頃から積極的に子供に関する情報を共有します。

① 日常的な観察

- ・「心」のサインや小さな変化を見逃さないように、毎日の生活ノートや日記の記述、普段の会話等から児童理解に努めます。
- ・教職員間で児童の情報共有や迅速な報告・連絡・相談に努めます。

② アンケート調査

- ・生活振り返りカード「こころのノート」を毎月15日に記入し、児童の実態把握に努めます。
- ・無記名のアンケートを適宜行うことで、早期発見に努めます。
- ・「携帯電話・インターネット実態調査」を実施し、児童の利用傾向等を把握します。

③ 教育相談

- ・児童全員へ定期的な個人面談を実施します。（年3回）
- ・保護者や地域からの情報を得るため、相談体制の充実を図ります。

(3) 早期対応

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちにいじめを受けた児童の安全を確保します。その上で、速やかに、学校いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。対応に当たっては、学校や家庭、教育委員会等が連携して組織的に行います。また、事案によっては、警察等の関連機関と連携して対応します。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちに、いじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情

を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。

- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② いじめられた児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、いじめられた児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ いじめた児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめがあったことが確認された場合、いじめられた児童やその保護者への謝罪、いじめた児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。
- ・今後いじめが起きないように、複数の教職員の協力の下、当該教室の見守りを行うなど、環境を整えます。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) 再発防止

いじめの当事者の関係修復が図られた後も、当該の集団が好ましい集団活動を取り戻すため見守りを継続します。また、いじめの事案について検証し、心理や福祉の専門家及び関係機関等の意見を聞くなどして、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

① 児童の見守り

- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
- ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。

② 再発防止の取組

- ・お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
- ・「特別の教科 道徳」や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ※必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、人権擁護委員、民生委員・児童委員、保護司、学校評議員、保護者等、その他関係機関や関係諸団体の代表者等を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

5 年間計画

月	取 組	月	取 組
4	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会 ・いじめに対する学校基本方針の教職員共通理解 ・いじめに対する学校基本方針の保護者への説明 	10	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・子供を知る会⑥（部会別） ・全校 SST
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・子供を知る会①（全体会） ・学級点検 ・P T A挨拶運動 	11	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・児童会「いじめ防止運動月間」② ・面談週間 ・Q-U調査② ・全校 SST
6	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・児童会「いじめ防止運動月間」① ・児童会「エンジョイ活動」 ・子供を語る会②（部会別） ・Q-U調査① ・面談週間 	12	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・人権週間 ・保護司会 ・子供を知る会⑦（部会別） ・児童会「エンジョイ活動」 ・全校 SST
7	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・子供を知る会③（部会別） ・いじめ防止対策委員会 ・問題行動等調査の分析 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・子供を知る会⑧（部会別） ・全校 SST ・学校評価の結果集計・考察
8	<ul style="list-style-type: none"> ・Q-Uに関する校内研修 ・いじめに関する校内研修(事例研究) ・カウンセリング指導講習 ・子供を知る会④（全体会） 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・子供を知る会⑨（部会別） ・面談週間
9	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・子供を知る会⑤（部会別） ・全校 SST ・学校評価の結果集計・考察 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・「こころのノート」記入 ・子供を知る会⑩（全体会） ・いじめ防止対策委員会 ・いじめに関する校内研修（児童理解研究）

6 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ防止対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。